

フランスにおける高等教育の質保証

— 直接統制から間接統制へ —

大場淳 (広島大学高等教育研究開発センター)

知識・情報社会と言われる今日、高等教育の規制緩和・市場化が進む一方で (Williams, 1995)、高等教育に期待される役割は格段に増大している。OECD (2004) は、自律していく大学に財政的持続に関する一層の責任を持たせつつ社会の期待に応えさせるかが政府にとって課題であると同時に、大学にとっては適切に財源を管理しつつ環境に対応して差別化を図り、教育研究の質及び長期に渡ってその質を担保する能力の維持確保が重要となっていると述べている。そして、期待された役割を大学が自律的に果たすことを担保するための総合的な仕組みとしての質保証制度の整備は、多くの国の高等教育政策において最優先事項の一つとなっているのである。

本稿は、政府による直接統制から間接統制への移行を旨とする高等教育の質保証について、フランスの政策を考察することを主たる目的とするものである。

1. 高等教育の質保証制度の整備

主として英語圏で発達した質保証(quality assurance)¹の概念は、国によって様々な文脈で用いられて多様な実践を包含し (Damme, 2002; Crozier et al, 2006)、必ずしも共通の理解を得たものとは言い難い。また日本においても様々な解釈が存在することから (羽田, 2005)、本稿の冒頭で基本的な論点として質保証の定義及びその発達の背景等を整理しておきたい。

(1) 質保証の定義

高等教育における質保証は、引用されることの多い UNESCO-CEPES による定義では「高等教育の質を担保し、かつ発展するためのあらゆる政策、手順、行動を包含する包括的な用語」とされる (Campbell and Rozsnyai, 2002)。質保証は内部質保証(internal quality assurance)と外部質保証(external quality assurance)に区分され (Damme, 2004)、前者は機関 (プログラム) の一連の活動に関する質の監視 (monitoring) と向上 (improvement) に用いられる学内の仕組みであり、後者は機関 (プログラム) の質の審査・維持・向上のための機関間又は機関より上位にある制度とされる。2005年に欧州高等教育質保証協会 (ENQA) によって策定された欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針 (Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area) (以下「ENQA 規準・指針書」と言う) においても内部質保証と外部質保証の区分が採られており、それぞれに対応した規準・指針が設定されている。

(2) 質保証の発達

質保証は、当初産業界で発達し、1980年代以降に高等教育に普及した概念である (Dearlove and Helle, 2006; Dejean, 2004; Frazer, 1992)。欧州では、1970年代に高等教育の質保証制度の整備が始まり、1980年代にそれが加速された (Pelleron, 2003)。

1980年代以降、高等教育行政において欧州の多くの国が採用した手法は、行政の効率化を目的とする新公共経営(NPM)又はそれに類する政策に基づく市場や競争原理の活用 (以下「市場化」と言う) である。そして、1980年代が効率(efficiency)の時代であったとすれば、1990年代は質(quality)の時代であると言われ (Frazer, 1992)、世界の高等教育において質保証の枠組が一層の発達を見た。高等教育の大衆化に伴う入学者の学力水準低下、従来の質管理手法への疑念、説明責任要求の増大、業績と費用対効果の改善、国際化、競争的高等教育市場の形成などといった高等教育を取り巻く環境の変化によって、従来の国による直接統制に代わるものとして機関の自律性を前提とする質保証制度の整備が促されたと言われる (Damme, 2002; OECD, 2003)。

しかしながら、世界的規模で高等教育の市場化や国の役割の再定義が進められる中で、質保証制度の導入・整備に対して欧州各国がとった政策は一様ではない。質保証の中心をなす評価制度の整備に関連して Neave (2004) は、英国やオランダでは政府が大きく後退して主たる調整者(regulator)の役割を市場に委ねたのに対して、フランス、スウェーデン、スペインでは政府が主たる調整者の役割を維持し続けていると指摘する。Neave は、直接統制が強いフランスにおいて政府の役割は市民を保護することであり、市場原理や競争が適用される範囲は限られ、評価制度は国家的団結の名の下で構想されたものであると述べている。質保証制度の整備は市場化に向けて全欧州で一様に進められている訳ではなく、フランスを始めとする国々では政府による相当に強い統制の下で徐々に整備が図られているのである。

2. フランスにおける大学の自律性拡大と質保証制度整備

高等教育の質保証は市場化と大学の自律性拡大に伴って整備されてきたことを見たが、本節では、フランスにおける大学の自律性拡大の状況を見た上で、同国の大学改革の中で質保証制度がどのように整備されてきたかを概観する。

(1) 大学の自律性拡大

フランスにおいて、大学の自律性は1968年の高等教育基本法(フォール法)で広範に求められたものであったが、国による強い統制はその後にも維持され、実質的に自律性拡大をもたらしたのは1990年から実施された予算配分に関する契約政策であると言われる (Musselin, 2001)。また、2006年から全面施行された予算組織法(LOLF)は、国の予算配分を結果重視の方式(logique de résultats)に変更し、予算執行を大学を含む予算管理者の責任として大幅な裁量を当該管理者に与えることとなった。

大学の自律性拡大は管理運営に関連するものだけではなく、教育研究にも及んでいる。欧州高等教育圏に対応した2002年のLMD導入に伴って、教育の内容を詳細に定めた学位プログラム編成要領(*maquettes nationales des diplômes*)が廃止され、教育編成の自由が大幅に拡大された。また、予算・人事がCNRS等の研究振興機関に多くの権限が握られてきた研究活動に関しては、研究政策の改革によって、大学が真の研究政策を持つことができるようになると言われる(Bréchignac, 2008)。

更に2007年、自律性に関する主要課題を一気に解決することを目的とした新しい法律—大学の自由と責任に関する法律(大学自由・責任法)—が制定され、各大学は法制定後5年以内に新しい体制に移行することとされている。新体制の下で執行部権限が拡大されるとともに、財務や人事、学内組織編成等に関する大学の裁量が大きく広げられることとなっている。

(2) フランスにおける質保証制度の整備

上記のようにフランスでは、限定的かつ徐々にではあるものの過去数十年に渡って大学の自律性拡大が進められ、同時に、質保証制度が整備されてきている。

1. 大学評価委員会(CNE)の設置(1984年)

フランスにおいては、大学の入口におけるバカロレア試験、大学教育の事前統制である学位授与権認証(*habilitation*)、教員評価を行う全国大学評議(*Conseil national des Universités*: CNU)など、高等教育の質を維持するための様々な制度が存在するが、大学の自律性を前提とする質保証制度の始まりは1984年の高等教育法(サバリ法)で設置された大学評価委員会(CNE)に求められるであろう。CNEの設置は大学の自律性拡大に伴うものであり(Jolivet, 2004)、1970年代に欧州で始まった高等教育質保証における最初の第三者評価機関であった(Pellerson, 2003; Westerheijden et al, 2006)。大学が教育行政を所管する国民教育省の強い統制下にあるのに対して(Laugénie, 2004)、CNEは同省には属さず、大統領直属の独立行政機関(1989年以降)の地位を持つ自律性の高い機関として位置付けられた。Pellerson(2003)は、この事実を以て、高等教育質保証は国全体の関心事項であることを象徴していると呼んでいる。

CNEの評価手法は、他の同種の機関同様、自己評価書作成、第三者評価、報告書作成・公表である。この手順を経ることによって、大学が自ら教育研究・管理運営の改善に取り組むことが期待されていた。しかしながら、CNEは、既に存在していた教員評価(CNU)、プログラム評価(国民教育省)等の各種評価制度の間隙を埋める形で設置されたものであって評価対象は限定され(Laugénie, 2004)、また、国民教育省に報告書を送付するもの的大統領直属であることから同省の高等教育行政や予算配分に影響を与えることは皆無に近く(Attali et al, 1998; CNE, 2003a)、更に人的資源に乏しく評価頻度が低かったことなどから²、大学の教育研究・管理運営の改善への取組に対してCNEが及ぼした影響は限定的であった(Musselin, 2001)。

このような状況を反映して、CNEは1999年に評価後の追跡調査の試行を始めて2004年から本格実施するとともに、国民教育省と大学間の四年契約におけるCNE評価への取組状況の分析も行うようになった(CNE, 2003a)。更に近年、CNEはその評価活動を質保証の下に位置付けつつ、活動全体を質保証全般へと拡大してきた(Garcia, 2006)。CNEは、2002年の大統領宛報告書(CNE, 2003a)で質保証の仕組みが各四年契約に盛り込まれるべきことを勧告するとともに、2003年に国民教育研究行政監査総局(IGAENR)と共同で内部質保証体制整備のための規準書(CNE, 2003b)を策定し、教育・研究・管理運営について大学が自己の質保証体制を整備するために必要な事項を取りまとめた³。規準書の適用は各大学に委ねられているものの、CNE等の評価はそれに則った自己評価結果に基づくことをその冒頭に明記している。

2. バイル改革(1997年)とLMDの導入(2002年)

1997年のバイル改革は、単位式教育編成、半期制、進路変更制度、チューター制、教育評価等を導入・充実するものであったが、教育評価が未発達であったフランスにおいて(Dejean, 2002)、学生による評価を含む評価制度が整備されたことが注目される。当該教育評価制度には、学生による授業評価のみならず評価委員会によるプログラム全体の評価が盛り込まれており、当該委員会の委員⁴は教員と学生が同数であることとされていた。学生参加の試みは利用者の評価への参画が公役務の質保証において重要な要素であること(CEC, 2003)を反映していると思われる。しかしながら、教育評価は関係者の無関心や抵抗等によって全面的に普及することはなかった。Dejean(2002)は、多くの教員は教育評価の重要性に否定的で関心も低く、それが教員評価に結び付くことを恐れて非協力的な態度をとり続け、更に国民教育省自体も推進に消極的であったことがその傾向に拍車をかけたと述べている。また、教育評価への学生参加については、教員側だけでなく学生側においても積極的に活用する意図が乏しかった⁵。

2002年のLMD導入に際して、学位授与権認証基準撤廃に合わせて学士教育及び修士教育にかかる二つの調査委員会(comité de suivi)が設置された⁶。両調査委員会は高等教育・研究審議会(CNESER)構成員、大学代表、学問領域代表から構成され、大学から提出される報告書を基礎として大学教育の在り方を検討するものである。このうち学士教育調査委員会は、学位授与権認証審査基準を盛り込んだ手引書の作成や大学教育の領域区分、学位(免状)の名称、大学教育改革の実践状況の分析等に当たる。調査委員会は一切の強制力や直接の勧告権等を有しないが、その審議結果は公表され、大学に改革を促す効果が期待されている⁷。国民教育省は、毎年発出する学位授与権認証にかかる通知文書で、大学に対して再三にわたって当該報告に留意することを求めており、学位授与権認証手続を通じてその報告の実効性確保が相当程度に図られているものと思われる(大場, 2008)。但し、学位の名称については当初全面的に自由化したものの、近年は国が定める一覧から選択するよう指導が行われている。

教育評価については、学士課程に関して義務であることが明示されるとともに、学生全

体の参加を得つつ、各大学は以下の評価を行うとされた。

- 評議会（教務・学生生活評議会及び管理運営評議会）は、全体の教育戦略及び修了者の進路に関する評価を行う。評価報告書は、教務・学生生活評議会が作成して管理運営評議会に提出する教育年次報告に含まれ、改善方策を含んでいなければならない。
- 教育の大括りの領域である学域(domaine)毎の評価。
- 教育コース(parcours de formation)毎の評価。

各大学は上記評価を行うに際して、CNEの評価結果、比較対象になり得る統計データ、就職に関する調査、修了者の追跡調査等を通して、量的・質的データを参照し、また、評価結果は国民教育省（契約更改時）及びCNE（機関評価時）に提出しなければならない。各大学の評価手続はそれぞれの管理運営評議会において定められるが、CNEは機関評価の際に当該手続の適否について判断することとされている。

教育評価は、ENQA規準・指針書でも重要な構成要素となっており、定期的な評価（内部・外部）、雇用者等からの意見聴取、学生の参加等が規定されている。これらの要件のうち、フランスにおいて定期的外部評価に該当するのは国民教育省が行う学位授与権認証である。雇用者等からの意見聴取については、国民教育省における学位授与権認証手続において職業界の代表が参画することが定められているとともに、大学宛同省通知の中で同様の措置が各大学に求められている（大場, 2008）。

3. 予算組織法(LOLF)施行と契約政策の改革

LOLFの導入は大学に財務に関する大幅な裁量拡大をもたらしたが、それと同時にその活動について一層の説明責任を求めることとなった。国民教育省と大学間の四年契約は目標管理契約(contrat d'objectif)となり、各大学は様々な指標に基づいて目標に対応した成果（業績）を可能な限り数値化して提示しなければならない。大学が提出する指標は教育、研究、資料提供、不動産、学生生活、大学運営の領域にわたり、その数は72項目に及んでいる（そのうち2項目は三つに細分される）⁸。LOLFに基づく業績評価は毎年行われ、各大学は指標を含む自己評価書を国民教育省を通して国会に提出しなければならない。

この評価結果は、次の予算配分の際に参照される⁹。しかしながら、政府の活動に指標を設けてそれに基づいて適切に評価することは困難であり、曖昧さが残るだけでなく、被評価者の行動様式を変えてしまう恐れのあるものである（Desrosières, 2006）。国民教育省においては、大学から提出された指標は基本的には大学の教育研究・管理運営の改善に用いることとして、一部を除き原則として公表していない¹⁰。

4. 最近の動向～研究・高等教育評価機関(AERES)の設置と大学の自由と責任に関する法律（大学自由・責任法）の制定

2006年の研究計画法に基づいて、2007年、CNEは研究評価委員会（CNR）及び科学技術教育調査室(MSTP)と統合され、総合的評価機関である研究・高等教育評価機関(AERES)が誕生した。AERESの地位はCNEと同じ独立行政機関であるが、これまで一貫性なく行われて

いた大学評価を総合的に行うことを目的とするだけでなく、新たに各大学の教員評価制度の評価も行うこととなった。また、従前の CNE の評価頻度が低く評価の効果が限定的であったのに対して、AERES は四年契約の周期に合わせて評価を行うことが目指されるなど、全般的な評価体制整備が図られている (Chabbal et al, 2007)。

2007 年の大学自由・責任法は、大学の自律性拡大と執行部強化とともに、質保証にかかる幾つかの仕組みが導入されている。委員数が削減されて意思決定の迅速化が図られた管理運営評議会の外部委員に義務的に企業関係者を入れることとされ、より産業界の意見が大学運営に反映されるよう図られた。また、学生の大学運営制度が強化され、これまで任意であった学生副学長設置が義務化されるとともに、三評議会の学生委員への訓練の機会等を設けることとされた¹¹。また、高校生への情報提供活動の充実、入学前指導制度の導入など、一層の情報公開も図られている¹²。なお、大学の自律性を前提とした制度ではないが、「学生就職支援室(bureau d'aide à l'insertion professionnelle)」の設置も規定された。

3. 質保証にかかる課題と展望

今日、世界の高等教育にとって質保証は最重要課題の一つである。質保証は、高等教育の市場化が進められ大学の自律性が拡大することに伴って、間接的な統制手法を主要内容として整備が進められたものである。市場化の程度は国によって大きく異なり、フランスでは、今日に至るまで国による強い直接統制が残る中で、小刻みに質保証制度が整備されてきた。直接統制から間接統制への流れは必ずしも一方的ではなく、例えば学位の名称に見られるように規制への揺り戻しも一部には認められ、前述の学生就職支援室の設置のように新たな直接統制措置も行われている。そして、高等教育制度の根幹をなす国家学位制度は相当程度維持されたままである¹³。しかしながら、大学の自律性拡大・間接統制への流れは不可逆的なものとなっていると判断して差し支えないものと思われる。

同国の質保証に関する課題は数多い。外部質保証に関しては、第三者評価結果の資源配分との連動、第三者評価に関する学生参加、事前統制である学位授与権認証の取扱いなど様々である。資源配分との関連について CNE-AERES は、一貫して資源配分への直接的関与を否定している (CNE, 2007)。しかしながら、第三者評価が同僚評価であった時代は過ぎ去って LOLF 導入に伴って四年契約が目標管理契約となった今日、CNE-AERES の役割は大きく変化し、その独立性—ENQA 規準・指針書で質保証機関に求められた要件である—を維持しつつも、資源配分と無関係でいることはできなくなっている¹⁴。CNE-AERES は、資源配分決定は国民教育省の役割としつつも、第三者評価機関を超えて質保証機関としての役割を担うようになるに連れて、間接的ではあるものの事実上資源配分に関わらざるを得なくなっている¹⁵。他方、内部質保証に関しては、紙幅の制約から取り上げることができなかったが、質の文化の発達、機関調査部門(IR)の整備、教員の教授能力改善、教育評価の普及、情報公開の推進、大学運営への学生参加とそれへの支援、その他の利害関係者の参加等数多い。フランスにおける総合的な仕組みとしての質保証制度の整備は道半ばで

あるが、長く維持されてきた公役務(service public)としての高等教育の原則を少なくとも当面は維持しながらも次第に進められていくものと思われる。

最後に、若干ではあるが日本との比較について言及したい。日仏高等教育制度間には異なる点が少なくないものの、1990年代に始まった大学設置基準大綱化に代表される大学教育の規制緩和、各種競争的資金の拡大、2004年の国立大学法人化に見られるように、市場化の流れは日本においても明瞭に認められる。しかしながら、日本では質保証制度の整備が当初自己点検・評価程度に留まり、認証評価制度が導入されたのは漸く2004年のことであった¹⁶。しかも、総合的な仕組みであるべき質保証は評価に過度に重点が置かれ、他の重要な幾つかの要素—学生参加など—がおろそかにされ、欧州で重視されている質の文化も殆ど考慮されていないように思われる。それと同時に、本稿で詳述する余裕はないものの、先行した市場化の弊害、例えば、進学機会均等や高等教育財政、大学間格差にかかる諸問題が次第に顕在化してきていることも否めない。今後、こうした課題にも取り組みつつ、日本の高等教育制度の特性を踏まえた質保証制度の整備が期待される。

注

- ¹ 英語表記が多様に解されることから仏語表記は必ずしも一定しないが、最も一般的な表記は“assurance (de la) qualité”である。Fave-Bonnet (2007) 参照。
- ² 特に契約の周期と一致していないことが課題とされた (CNE, 2005)。服部 (2007) は評価間隔が長いことから生じる弊害を記している。
- ³ 規準書については大場 (2007a) 参照。
- ⁴ 委員は、教務・学生生活評議会の推薦に基づいて学長によって任命される。
- ⁵ 学生の関心が低い理由として、Dejean は、学生委員の教育評価についての知識が乏しいこと、教育評価は彼らにとって優先が低いこと、教育評価が教員の抵抗等によって実効に欠けることなどを挙げている。
- ⁶ 職業学士(licence professionnelle)に関しては、既にそれが1999年に創設された際に調査委員会が設けられていた。
- ⁷ 2007年9月6日、学士課程・職業学士課程の両調査委員会長を務める Bernard Dizambourg 氏への聴き取り調査。ちなみに、調査委員会が有するかかる機能は、日本の国立大学法人評価委員会が行う年度別業務実績評価に通じるものがある。
- ⁸ 指標一覧については大場 (2007b) 参照。
- ⁹ 評価結果が提出されるのは各予算年度終了後であるので、実際に参照されるのは翌々年度である。
- ¹⁰ 大学関係指標の原案を作成した Olivier Boylaud 氏 (元 OECD コンサルタント) への聴き取り調査 (2008年3月12日)。
- ¹¹ 欧州では質保証における学生参加が重要視されるようになっているが、単に学生を意思

決定機関や外部評価者に含めるだけで不十分で、当該学生への訓練やその他の支援活動が不可欠と考えられている (Alaniska et al, 2006)。

- 12 入学前指導については、高校生等の進路選択にかかる意思決定を助けるより、むしろ事実上の選抜に繋がるといった見解が少なくない (Davidenkoff, 2008)。
- 13 2002年 CNE 大統領報告書 (CNE, 2003) は、当該制度は透明性を欠くなどとして、プログラム評価は独立した機関においてなすべきことを提言した。当該提言は MSTP が AERES に統合されたことで一部実現されているが、学士課程はその対象外であって国民教育省が引き続き審査に当たっている。
- 14 2007年9月5日、Bruno Curvale 氏 (AERES 国際部長) への聴き取り調査。
- 15 例えば、AERES には旧 MSTP が統合されたが、それによって資源配分を伴う学位授与権認証申請評価を AERES は担うこととなった。
- 16 本論点については大場 (2008) に記した。

参考文献

- 大場淳(2007a)「ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応—評価の規準(standards/références)を中心に—」COE 研究シリーズ 28、広島大学高等教育研究開発センター、45-74 頁。
- 大場淳(2007b)「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響—自律性拡大と評価制度整備に向けて—」大学論集第 38 集、103-124 頁。
- 大場淳(2008)「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証—高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で—」大学論集第 38 集、29-50 頁。
- 羽田貴史(2005)「高等教育の質保証の構造と課題—質保証の諸概念とアクレディテーション—」COE 研究シリーズ 16、広島大学高等教育研究開発センター、1-13 頁。
- 服部憲児(2007)「フランスにおける大学評価追跡調査にみる大学改善の新動向」古沢常雄〔代表〕『フランスの複雑化する教育病理現象の分析と実効性ある対策プログラムに関する調査研究』科学研究費補助金研究成果報告書、89-103 頁。
- Agence d'Évaluation de la Recherche et de l'Enseignement supérieur (2007) *Évaluation des établissements, des unités de recherche de formation de la vague C*. AERES, Paris.
- Alaniska H. et al (2006) *Student involvement in the process of quality assurance agencies*. ENQA, Helsinki.
- Campbell C. and Rozsnyai C. (2002) *Quality Assurance and the Development of Course Programmes*. UNESCO-CEPES, Bucharest.
- CEC = Commission of the European Communities (2003) *Green paper on services of general interest*. Author, Brussels.
- Chabbal R. et al (2007) *L'enseignement supérieur en France - État des lieux et propositions*. MEN, Paris.

- CNE = Comité national d'Évaluation (2003a) *Repères pour l'évaluation: Rapport au président de la République 2002*. Documentation française, Paris.
- CNE = Comité national d'Évaluation (2003b) *Livre des références: les références de l'assurance de la qualité dans les établissements d'enseignement supérieur*. Auteur, Paris.
- CNE = Comité national d'Évaluation (2005) *Nouveaux espaces pour l'Université (Rapport au président de la République 2000-2004)*. Bulletin Numéro 48 – janvier, CNE.
- Crozier F. et al (2006) *Terminology of quality assurance: towards shared European values?*. ENQA, Helsinki.
- Damme D. van (2002) Quality Assurance in an International Environment: National and International Interests and Tensions. In *International Quality Review: Values, Opportunities, and Issues*. CHEA Occasional Paper, June 2002, CHEA, Washington D.C., 3-16.
- Damme D. van (2004) Standards and Indicators in Institutional and Programme Accreditation in Higher Education: A Conceptual Framework and a Proposal. In *Indicators for Institutional and Programme Accreditation in Higher/Tertiary Education*. Edited by Vlasceanu L. and Barrows L.C., UNESCO/CEPES, 127-159.
- Davidenkoff E. (2008) Orientation active: bilan mitigé avant la généralisation. *france info*. 23 février, www.france-info.com.
- Dearlove R. and Helle E. (2006) The Language of European Quality Assurance – report from the ENQA workshop of 29-30 June 2006. In *Terminology of quality assurance: towards shared European values?*. Edited by Crozier F. et al, ENQA, Helsinki, 8-20.
- Dejean J. (2002) *L'Évaluation de l'enseignement dans les universités françaises*. Haut Conseil de l'Évaluation de l'École, Paris.
- Dejean J. (2004) Évaluation de la qualité de l'enseignement supérieur: de quoi parle-t-on?. In *De Berlin à Bergen – nouveaux enjeux de l'évaluation*. Édité par le CNE, Paris, 18-26.
- Desrosières A. (2006) *De Cournot à l'évaluation des politiques publiques: Paradoxes et controverses à propos de la quantification*. Centre Cournot, Paris.
- ENQA (2005) *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area*. Author, Helsinki.
- Fave-Bonnet M.-F. (2007) *Du processus de Bologne au LMD: analyse de la « traduction » française de « quality assurance »*. Conférence RESUP des 1-3 février, Paris.
- Frazer M. (1992) Quality Assurance in Higher Education. In *Quality assurance in Higher Education: Proceedings of an International Conference Hong Kong, 1991*. Edited by Craft A. Falmer Press, London, 9-25.
- Garcia S. (2006) L'assurance qualité: un outil de régulation du marché de la formation supérieure et de gestion des universités. *Cahier de la recherche sur l'éducation et les savoirs*. n° 5, 69-93.
- Jolivet J.-L. (2004) Le Comité national d'évaluation a 20 ans. In *De Berlin à Bergen: nouveaux*

- enjeux de l'évaluation – Dijon, 10–11 juin 2004*. Édité par le CNE, CNE, Paris, 12–16.
- Laugénie C. (2004) L'évaluation institutionnelle en France. In *De Berlin à Bergen: nouveaux enjeux de l'évaluation – Dijon, 10–11 juin 2004*. Édité par le CNE, CNE, Paris. 36–39.
- Neave G. (2004) The Temple and its Guardians: An Excursion into the Rhetoric of Evaluating Higher Education. *The Journal of Finance and Management in Colleges and Universities*. No. 1, 212–227.
- OECD = Organisation for Economic Co-operation and Development (2003) Changing Patterns of Governance in Higher Education. In *Education Policy Analysis*. OECD Publishing, Paris, 59–78.
- OECD = Organisation for Economic Co-operation and Development (2004) *On the Edge: Securing a Sustainable Future for Higher Education*. OECD Publishing, Paris.
- Pelleron J.-F. (2003) *La qualité dans l'enseignement supérieur*. Presses polytechniques et universitaires romandes, Lausanne.
- Westerheijden D.F. et al (2006) *Lines of Change in the Discourse on Quality Assurance – An Overview of Some Studies into What Impacts Improvement*. Paper presented to the 28th annual EAIR forum, 30 August to 1 September, Rome, Italy.
- Williams G.L. (1995) The “Marketization” of Higher Education: Reforms and Potential Reforms in Higher Education Finance. In *Emerging Patterns of Social Demand and University Reform: Through a Glass Darkly*. Edited by Dill D.D. and Sporn B., Pergamon, Oxford, 170–193.